

令和4年1月26日

監理団体 各位

外国人技能実習機構監理団体部長
(公 印 省 略)

「巡回訪問代行」を行おうとする事業者について（注意喚起）

外国人技能実習制度の適正な運用につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、一部の監理団体あてに、「巡回訪問代行」と称し、監査や訪問指導等を監理団体に代って実施する旨を内容とするチラシがファクスにより送付される事例を把握しました。

実習実施者に対する監査及び訪問指導を含め実習監理は、自己の名義をもって他人に行わせてはならないこととされています。事業許可を受けていない者にこれを行わせた場合、監理団体は同法第38条（名義貸しの禁止）違反、「巡回訪問代行」を請け負った事業者は同法第23条第1項（無許可での実習監理）違反が問われるおそれがあります。

当機構では実習実施者及び監理団体の実地検査を通じ、監査及び訪問指導が適切に行われているか確認を行っていますが、監理団体が監査を他者に行わせていた場合は厳正に対処することとしておりますので、このような行為を行わないよう、ご注意願います。